

広島県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社はるかぜ	呉市広駅前二丁目七番二八号	デイサービスセンターはるかぜプラス	呉市広中新開二丁目四番二七号	平成三年二月二日
社会福祉法人的 場会	竹原市港町四丁目五番一号	短期入所生活介護事業所 楽受	竹原市竹原町三六四三番地	平成三年五月一日
社会福祉法人的 場会	竹原市港町四丁目五番一号	通所介護事業所 明珠	竹原市竹原町三六四三番地	平成三年五月一日
特定非営利活動 法人かいじ	三次市江田川之内町六四四番地八	特定非営利活動 法人かいじ	三次市江田川之内町六四四番地八	平成三年五月一日
社会福祉法人不 動会	庄原市尾引町二六三番地二	小規模多機能ホ ーム本町相扶園	庄原市西本町一丁目二二番四五号	平成三年四月一日
株式会社Bee Hive	東広島市西条町西条東八四八番地一	訪問介護事業所 BeeHive	東広島市西条町西条東八四八番地一	平成三年四月一日
株式会社しらか ば	広島市中区十日市町一丁目四番一八号	みずほ福祉用具 事業所	廿日市市阿品四丁目五番二六号	平成三年五月一日
株式会社ヘルパ ーション 愛	呉市三条一丁目二番五―三〇三号	居宅介護支援事 業所愛	江田島市大柿町飛渡瀬五六三番地五	平成三年四月一日
有限会社サクシ ード	安芸郡海田町国信二丁目一番三三号	デイホームあい あいほのかの家	安芸郡海田町国信二丁目一番三三号	平成三年五月一日
社会福祉法人み どり会	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	デイサービス府 中みどり園	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	平成三年四月一日
社会福祉法人み どり会	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	ショートステイ 府中みどり園	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	平成三年四月一日
社会福祉法人み どり会	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	特別養護老人ホ ーム府中みどり 園	安芸郡府中町浜田一丁目六番七号	平成三年四月一日

社会福祉法人み
どり会

安芸郡府中町浜田一
丁目六番七号

グループホーム
府中みどり園

安芸郡府中町浜田一
丁目六番七号

平成三十三年
四月一日